

平成26年3月28日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見募集

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、平成26年3月29日（土）から平成26年4月27日（日）までの間、意見を募集します。

1. 概要

目次を付し、枝番号を解消するなど規則全体の体裁を整えるとともに、これまでの運用実態を踏まえ、「政治資金等申請・届出オンラインシステム」の更新に併せ、文言の明確化、様式の明確化を図るものです（別紙1参照）。

2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象

別紙2「政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案」

※ 詳細については、別紙3の意見募集要領をご覧ください。

3. 意見募集の期限

平成26年4月27日（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

（連絡先）自治行政局選挙部政治資金課

（担当：小林補佐 阿部）

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583